

第 19 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 7 月 7 日 午後 3 時 00 分から

開催場所：福津市役所 別館 1F 大ホール

出席者：農業委員 11 名、推進委員 9 名、事務局 2 名

欠席者：1 名

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 19 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会の出席委員数は、欠席者が農業委員 0 名、推進委員 1 名で、農業委員 11 名、推進委員 9 名の出席です。よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条に規定している定数に達していますので、本会議が成立していますことをご報告申し上げます。それでは、開会にあたって会長がご挨拶いたします。
会長	<会長挨拶>
局長	ありがとうございました。これより、会議規程第 8 条の規定に基づき、会長が議長となって進行していただきます。
議長	議案の審議に入る前に、会議規程第 44 条の規定による議事録署名委員の指名をいたします。本日は、3 番、4 番の委員にお願いします。 本日の議案ですが、日程第 1、議案第 138 号から、日程第 6、議案第 143 号までの審議をお願いします。なお、採決につきましては、農業委員のみの挙手による採決となりますので、ご了承ください。 それでは議案の審議に入ります。 日程第 1、議案第 138 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本議案の詳細について、地元委員の説明をお願いします。
担当委員	譲渡人が農地の管理が行き届かないとのことでの申請でございます。譲受人は前もって申請地にて耕作をしておりましたが、今回申請を行い所有権の移転をしたいとの申し

	出です。
議長	ただいま説明がありましたが、委員の皆さまからご質疑等はありませんか。
副会長	譲受人は耕作をされてないのでしょうか。
事務局	営農計画書にて申請地にて現在耕作を行っているとの記載がございます。従業者数や農業用器具の台数なども問題ございません。
議長	他に、何かご意見・ご質問等はありませんか。
	ないようですので、質疑を終え、採決に入りたいと思います。本議案について、賛成の方は挙手をお願いします。全会一致で許可とします。
	次に日程第 2、議案第 139 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、まずは番号 1 について、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本議案の詳細について、地元委員の説明をお願いします。
担当委員	申請者が駐車場を作りたいとのことでの転用申請でございます。申請地の西側の細い水路に雨水は流します。また、前面道路には鉄板で橋を架けて通路を作るとのことです。
議長	ただいま説明がありましたが、委員の皆さまからご質疑等はありませんか。
	ないようですので、質疑を終え、採決に入りたいと思います。本議案について、賛成の方は挙手をお願いします。全会一致で許可とします。
	次に番号 2 について、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本議案の詳細について、地元委員の説明をお願いします。
担当委員	父親が息子に土地を贈与しており、今回の申請地はその土地における 2 筆でございます。申請地は畑の為、水路等の問題もございません。雨水は前の道路に流すこととなっております。父親が 20 年ほど前に建てられたときに違反転用をされておりましたが、今回の申請人の息子の方には関連がないため、問題ないと判断しております。
議長	事務局から、何か補足はありますか。
事務局	今回の申請地において、県との事前協議を行いました。現地確認を行ったうえで判断を行うとの返答でございました。また、今回の申請は以前の違反転用とは別で農業委員会総会にかけてもよいという判断もいただいております。市での協議を行ったうえで、県の判断を行う形で話は進んでおります。

局長	こちらの違反転用は 20 数年間の間、市としても改善指導を行っておりませんでした。非農地証明の発行基準には抵触しない農地ではございます。あくまでも今回の申請地の転用可否に関して協議を行い、審議していただけたらと思います。
議長	ただいま説明がありましたが、委員の皆さまからご質疑等はありませんか。 ないようですので、質疑を終え、採決に入りたいと思います。本議案について、賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数で、許可相当とします。 次に日程第 3、議案第 140 号、農地法第 3 条の規定による許可の取下げ報告について、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
副会長	許可の取下げというのは問題ないのでしょうか。
局長	譲受人が農業を行えるということを前提に 3 条の許可をさせていただきましたが、申請順番の行き違いもあり、再度申請を行ったとのことです。3 条許可の取下げに関しては、禁止されている事項ではございませんので、受理させていただいております。
議長	これについては、報告事項となりますので、以上で本案件を終えたいと思います。 次に日程第 4、議案第 141 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、番号 1 から番号 7 までを一括して、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	賃貸借など、農地の貸し借りの解約になりますが、これについても報告事項となっておりますので、通知のとおり決定したいと思います。 次に日程第 5、議案第 142 号、福津市農業振興地域整備計画(旧福岡町)の変更に係る意見について、番号 1、それから番号 2 を一括して、事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本議案について、農振計画の担当部署である農林水産課に詳細説明を求めたいと思いますので、担当者の入室を許したいのですが、ご異議ありませんか？ <農林水産課入室>
農林水産課	まず最初に用途区分の変更に際してご説明させていただきます。前回の農業委員会で諮らせていただいた件の再申請であり、堆肥の一時保管するための堆肥貯蔵施設として利用したいとの申し出でございます。農振のガイドラインにおける堆肥貯蔵施設にも該当しております。令和 5 年から上記のように堆肥貯蔵施設として利用しているため、

	顛末書も提出いただいております。農事区長への説明や事業計画書の提出もしていただいております。また、農業委員会にてご質問があった、堆肥の保管方法等に関しては法令を確認したのち県に確認したところ、規制をかけることはできないとの判断でございました。ただ、福津市農政推進協議会にて野積みに関することについては、周囲への影響もあることから意見書の提出を求められた為、提出することを条件に承認を得たところでございます。市としても、意見書の提出をしていただき、適正な管理をしていただくことで問題はないと考えております。
議長	只今、農林水産課より詳細説明がありましたが、委員の皆さまから、何かご意見等はありませんか。
委員	本議案は法令において、畜産農家ではないから規制をしなくてよいということですか？宗像市では条例を策定し、規制を行うことで野積みではなく倉庫にて管理する規制をしたそうですが。
委員	堆肥はどのように利用されているのでしょうか。利用が多ければ、堆肥がはける量も多いため、野積みにするほど保管する必要もないと思います。
農林水産課	農林事務所の畜産関係の保健所に確認したところ、法律には抵触しないとの回答でした。法律に抵触しないため、市では規制ができないのではないかと判断しました。利用状況に関しては確認できておりません。
委員	農地のために使用する堆肥の保管場所であればわかるが、商売目的の堆肥保管は量や使い方も違うので、法律に抵触しないとしても問題はあるのではないのでしょうか？
農林水産課	上記の件に関しては、今後農地の転用申請や福岡県庁の部署に申請を行う必要があり、そちらで指導を受ける形になると考えられます。今回はあくまでも用途変更における申請でございますので、市では法令等に基づき対応したいと考えております。
委員	しかし、業者が商売目的で堆肥を保管するのは量が多くなりすぎると考えられますし、堆肥が年数を重ねるごとに増えていくのではないのでしょうか。それは市として対応すべきではないですか？
農林水産課	申請者より環境対策として、堆肥は現在保管している以上の量は搬入しない上に今後5年間で消費するということ、また堆肥は悪臭を発生するものではないということの申し出を受けております。
委員	野積みであれば必ず悪臭がすると思います。雨よけし、乾燥させて発酵させれば悪臭はしないと思います。

農林水産課	加工キャベツの残滓を持ち込んで、堆肥と混ぜて保管しており、悪臭対策は行っているとのこと。
委員	キャベツも汁がでて悪臭がするし、地元の人の反対も現在の保管体制において悪臭があるからだと思います。保管自体が悪いわけではないが、福津市としてどう思うかで判断してもらいたいです。野積みではなく、建屋にしたりビニールハウスにて管理するのはいいと思いますが。
局長	多方面からの質問ありがとうございます。今回はあくまでも農用地自体を用途に合わせた色に変えたいとの申し出でございます。堆肥業者の経営や営業に関する観点ではなく、農用地の色を変える点に着目して判断していただければと思います。
委員	5年間で消費するとのことでしたが、その後搬入しないということでしょうか。
農林水産課	事務局としてはその認識でございます。
委員	でしたら5年後は再度畑として利用されるのですか？
農林水産課	今回の用途変更が承認されれば、その後に再度畑として利用するためには区分変更が必要となります。
委員	条件は付けられないのですか？
農林水産課	農振法においては、一時的など期限の条件を付けることはできません。再度変更申請が必要となります。
委員	管理体制には新規に搬入することはないとの記載がありますが、キャベツの残滓を使用するということは、新規に搬入するのではないのでしょうか。
農林水産課	搬入は行わないと市では認識しております。
委員	でしたら、仮置きとしての申請でよいのではないのでしょうか。製造するのであれば、用途変更は必要だと思いますが。
農林水産課	現時点では農振法違反の状況なので、適切に申し出してくださいとの指導の下、今回用途変更申請していただいた経緯でございますので、申請に関しては問題ないと考えております。農地法であれば、一時転用などの申請はできるのですが、農振法では一時的な用途変更ができませんので、今回の用途変更申請に至りました。
委員	一度用途変更したら、その後に再度変更することはないと思いますが。用途変更した後の指導も適宜行っていかなければ、ずるずると長引いていくのではないですか？
局長	繰り返しになりますが、あくまでも農振の色が取れるわけではなく、現在使用している用途に合わせたいということのみでございます。そちらを考慮していただけたらと思いま

議長	す。
農林水産課	他に質問がないようでしたら、続きまして番号 2 に関して、農林水産課説明をお願いします。 次の議案は農振の除外に関してでございます。住居兼整骨院の建設に伴う除外の申し出でございます。申請者は今回の申請地の付近にて整骨院を経営しており、地元住民の方々が来院することが主だそうです。現在の居住地は福津市ではございませんが、ご両親の介護に伴い転居予定とのことです。他の地域での開院も検討しましたが、来院者の負担が大きくなることが見込まれるため、今回の申請に至りました。 代替地比較検討表を提出いただき、申請地が最も適しているとのことで、農振除外の要綱を満たしております。地域計画への影響も対象地域ではないため、該当しておりません。申請地付近は農振農用地になっておりますが、農用地を裁断する場所ではなく、周辺への影響はないと考えられます。現在、申請地は雑種地となっており、認定農業者等が農業を営むことが難しい土地となっております。新たに施設を建設するにあたり、農業用排水路の改廃や農水路の遮断はなく、地元水利組合からの承諾もいただいております。土地改良事業も行っていない土地でもなく、農振法第 13 条第 2 項の要件をすべて満たしており、事務局としても農振除外の問題はないと考えております。
委員	申請地は山ですが、建設しても問題ないのでしょうか。
農林水産課	山奥ではございますが、住宅地もまわりにあるため問題はないと考えております。
議長	先々の農振の全体見直し後では難しいのでしょうか。
農林水産課	こちらは今年の 3 月から申請があり、市としても整備前の除外をかなえたい所存ではございます。
議長	他に、何かご意見等はありませんか。 ないようですので、農林水産課には退室いただきます。 〈農林水産課退室〉
議長	それでは、採決に入りたいと思います。受付番号 1 の農用地の用途変更について承認し、賛成される方は挙手をお願いします。反対多数で、否認することとし、担当課にはその旨回答したいと思います。 次に、受付番号 2 の農用地の除外について承認し、賛成される方は挙手をお願いします。全会一致で、承認することとし、担当課にはその旨回答したいと思います。 次に日程第 6、議案第 143 号、福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務

事務局	局、朗読説明をお願いします。
議長	〈議案朗読〉
	本議案について、委員の皆さまから、何かご意見等はありませんか。 ないようですので、採決に入りたいと思います。市の利用集積に関する計画になりますが、本計画の策定を承認し、賛成される方は挙手をお願いします。 全会一致で、承認することとし、担当課にはその旨回答したいと思います。 以上で本日の議事は終了いたしました。 それでは、議長の任を解かしていただき、後は事務局にお返ししたいと思います。
局長	会長ありがとうございました。次回の総会は、8月5日(火)になります。 それでは、以上を持ちまして、本日の総会を終了します。 以上を持ちまして第19回福津市農業委員会総会を閉会します。
	上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。 福津市農業委員会 会長